令和2年12月4日

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会

　新型コロナウイルス対応ガイドライン

**１　本ガイドラインの趣旨について**

　本ガイドラインは、緊急事態宣言の解除後、感染拡大の予防と子どもクラブ活動の両立を図った上で必要と考えられる対策と活動再開や再開時の運営にあたっての要件を例示したものです。策定にあたっては各種団体が策定したガイドラインを参考にしました。

　子どもクラブの活動は多岐にわたるため、一律に対応できわけではありません。本ガイドラインはあくまでも対応のべ－スとなる事を想定しており、個々の対応についてはその行事での様々の場面を想定しながら、適切に行っていただきたいと考えております。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、国による新たな基準の公表や変更、自治体の要請等の変更を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

**２　感染予防のための基本的の考え方**

1. 総論

〇感染予防の３つの基本である ①身体的距離（最低1m、可能なら2m以上）の確保、②マスクの着用、

　③手洗いの実施を中心とした感染予防対策を行う。行事中だけでなく移動中の感染予防にも取り組む。

〇感染リスクの高い3つの密、①密閉空間（換気も悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集

している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件

を避けるための対策を講じる。（部屋の換気、対人距離の確保、活動内容の精選など）

　（２）　活動再開の基本的な考え方

当面の間、以下の項目をすべて満たした場合に活動を再開する。

〇山梨県が緊急事態宣言の対象となっていない。各市町村子どもクラブ指導者連絡協議会から活動自粛

　 の要請をうけていない。

〇感染防止のための十分な対策が取れる。

**３　活動基準にあたって**

1. 事業を企画するにあたって

〇今後当面の間、参加者同士の身体的距離（最低1m、可能なら2m以上）を確保できるように配慮した

　　人数を上限の目安とする。

〇野外活動プログラムは感染防止に配慮した上で、従来通り実施する。

〇屋内活動プログラムは感染予防に最大限配慮した上で、実施する。内容や人数によっては従前の活動内容を変更する。また、飲食を伴う活動は原則避ける。

〇対策に必要な物品（予備のマスク、手指消毒用アルコ－ㇽ、消毒用次亜塩素醆ナトリウムなど）を用意する。

〇活動中に体調不良者が出た場合の対応についてまとめ、スタッフに理解させる。

1. 参加者募集にあたって

〇参加者募集チラシ等に以下の内容を明記する。

　　・参加者およびその家族に過去2週間以内に発熱（37.5℃以上、または平熱より1℃以上高い）や

　　　咳、だるさ（倦怠感）、頭痛、腹痛（下痢）、体調不良等の諸症状がある場合、活動に参加しない。

　　・参加者およびその家族に過去２週間以内に入管法に基づく「入国制限対象地域」への渡航・滞在

　　　歴がある方、またそのような方との濃厚接触がある場合、活動に参加しない、

　　・参加者は活動当日に自宅で検温し、熱がある（３７．５℃以上、または平熱より１℃高い、咳、その他症

状がある）場合参加しない。可能であれば「子どもクラブ活動チェックリスト」等を事前に配布し、記入の

上持参してもらう。

　　・参加者はマスク着用で活動に参加する。予備のマスク、清潔のタオルまたはハンカチを持参する。

　〇参加者全員の緊急連絡先を把握しておく。併せて、参加者に感染者が出た場合等、保健所の要請

に従い参加者名簿を提出することについての承諾を得ておく。

**４　活動当日の対応**

1. スタッフ集合

　〇スタッフ全員に感染予防対策について理解させる。

　〇受付等に手指消毒用のアルコ－ㇽを配置する。

　〇必要に応じて、活動に使う物品を消毒する。

　〇机・椅子等を配置する場合、出来るだけ離れて座る事ができるよう配慮する。

　〇原則、窓等を開放し、常に換気を行う。

1. 受付

　〇スタッフはマスクを着用する。

　〇参加者の体調について確認し、手指消毒させる。

　〇参加者の体調について確認する。「子どもクラブ活動チエックリスト」の提出を依頼している場合、担当スタッフが確認し、必要な対応を行う。体温を測ってこなかった参加者の体温を測る。

　〇受付で名前等を書かせる場合、適宣筆記用具を消毒する。

　〇受付後の子どもたちの動きに留意し、三密となりそうな場合、必要な指導を行う。

1. 活動スタ－ト

　〇オリエンテ－ションで以下のことを伝える。

　　・マスクを着用し、咳エチケット等のマナ－を守る。

　　・体調が悪くなった場合、速やかにスタッフに伝える。

　〇スポ－ツ等の体を動かすプログラムの場合、マスクの着用は必須ではないが、十分な身体的距離を保

　つよう指導する。

　〇共用する物品については、適宣消毒を行う。

　〇窓等を閉めている場合、活動場所の定期的な換気（一時間に10分程度）を行う。

　〇近距離での会話や発声、合唱等は避ける。

　〇活動中に体調不良者が出た場合、速やかに保護者に連絡をとり、受診してもらう。その際、新型コロナウイルス感染症が疑われるという診断がされた場合、主催者に連絡をしてもらうよう依頼する。主催者は市町子連事務局に報告する。

1. 活動終了時

　〇参加者の体調を確認するとともに、実施日以降14日の間に発熱や咳、だるさ（倦怠感）、頭痛、腹痛

　　　（下痢）、体調不良等があった場合、速やかに主催者に連絡するように伝える。

　〇活動後は寄り道せずに、速やかに帰宅するように伝える。

　〇使用した物品は消毒する。

　〇清掃の最後に机・イス・スイッチ・ドアノブなど利用者が触れたところを中心に、消毒する。

**５　行事参加者から感染者が出た場合の対応**

　〇行事参加者から感染者が出た場合、保健所の指示に従い、適切な対応を行う。

**参考＜消毒方法＞**

　〇手　指　消　毒・・・・消毒用エタノ－ル

　〇物 品の清 拭・・・・次亜塩素酸ナトリウム等で行う。次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合は適切な

　　　　　　　　　　　　　　　濃度に希釈した溶液を浸したぺ－パ－タオル等で拭き、乾いたら水拭きを行う。

　　　　　　　　　　　　　　　なお、行う際には家庭用手袋を装着し、また十分に換気する。

　〇「新型コロナウイルス対策　身のまわりを清潔にしょう。」　　（厚生労働省啓発資料）

　　　市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度5％）を用いる場合、原液

　　　25ｍｌ（漂白剤のキャップ1杯）を1リットルの水で希釈する。